

物品売り払いに係る一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 1 0 日

田辺市長 真砂充敏

1 契約担当

〒646-8545 田辺市東山一丁目 5 番 1 号 田辺市役所
商工観光部 観光振興課
電話 0739-26-9929

2 入札に付すべき事項

物品 番号	売払物品	数 量	メーカー名(型式)	購入年月日 (参考=陶芸館竣工年)	予定価格 (最低売却価格)
1	電気窯(マイコン焼成装置セット)	1	(株)柳北信陶園 (RT-20FE)	不詳(1996 年)	1 円
2	灯油窯(灯油タンクセット)	1	(株)柳北信陶園 (RT-100SW)	不詳(1996 年)	1 円
3	フィルタープレス機	1	不詳	不詳(1996 年)	1 円
4	真空土練機	1	本田鎧工業株式会社 (V-72)	不詳(1996 年)	1 円
5	ポットミル機(ポットミル 2 個セット)	1	SHIMPO	不詳(1996 年)	1 円
6	かくはん機	1	不詳	不詳(1996 年)	1 円
7	除湿乾燥機	1	オリオン	不詳(1996 年)	1 円
8	電動ろくろ	13	シンポ工業株式会社 (PK88 型)	不詳(1996 年)	1 円

3 下見会日時及び保管場所

日時：令和 8 年 8 月 2 4 日（月） 午前10時から正午まで

場所：田辺市中辺路町栗栖川 8 4 4 番地の 3 3 旧中辺路陶芸館

4 入札参加資格

個人又は法人とし、次の要件を全て満たす者

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 田辺市物品購入等契約に係る参加停止等措置要領に基づく停止措置及び田辺市が行う調達契約等から暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく入札等除外措置のいずれも受けていない者
- (4) 売買代金を一括納付可能である者
- (5) 旧中辺路陶芸館不用品売払入札参加申込書及び誓約書記載の条件を誠実に履行できる者
- (6) 上記3の下見会に参加、または下見を行った者
- (7) 転売等、古物営業法の対象となる取引で使用を目的として入札に参加するときは、古物商の許可(行商する)を取得している者

5 仕様書等の交付方法

公告の日から入札日前日まで、田辺市ホームページに掲載するとともに、契約担当窓口（上記1に同じ。）及び田辺市中辺路行政局産業建設課において無償で交付する。ただし、契約担当窓口及び田辺市中辺路行政局産業建設課での交付は本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

6 契約条項を示す場所

上記5に同じ

7 入札参加申込の受付

期間：令和8年8月24日（月）の下見会の日から令和8年8月31日（月）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

場所：上記1の契約担当窓口

8 入札書（物品買受申込書）の交付

上記7の受付時において、入札参加資格書類を確認し、入札書（物品買受申込書）を交付する。

9 入札執行日時及び場所

日時：令和8年9月1日（火）午前10時

※受付は午前9時30分から、午前10時00分までに必ず入場すること

※郵送、電話等での参加は不可

場所：田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所1階 多目的ホール3

10 入札保証金

免除

11 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）の入札する物品の入札金額欄に、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。入札しない物品の入札金額欄は、空欄とすること。また、入札に際し契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること。
- (2) 旧中辺路陶芸館物品売払入札参加申込書に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず旧中辺路陶芸館物品売払入札参加申込書に記載される個人又は代表者の委任状を添えて入札すること。

12 入札の無効

- (1) 田辺市契約規則（平成17年5月1日規則第44号）第16条各号のいずれかに該当する入札
- (2) 田辺市が交付した入札書を用いないでした入札
- (3) 上記4の入札参加資格がない者のした入札

13 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

同額の場合は、抽選により決定する。

14 契約及び契約保証金

- (1) 契約は、田辺市が行う調達契約等から暴力団排除に関する事務取扱要領に係る審査の後、仕様書に示す日に契約する。ただし、落札者が田辺市が行う調達契約等から暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置業者に該当する場合は落札を無効とし、契約を行わないものとする。
- (2) 契約保証金は、免除する。

15 売買代金納付期限

契約の日から 7 日以内とする。

16 物品引取期限

契約の日の日から 60 日以内とする。

17 その他

- (1) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が田辺市が行う調達契約等から暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (2) この入札及び契約の履行に関して用いる言語は、日本語とする。
- (3) この入札及び契約に定める金銭に用いる通貨は、日本円とする。